

町政 HOT NEWS

給食

児童・生徒の学校給食費減免制度
第2子も給食費が全額減免へ

町では、これまで給食費を第2子は半額、第3子以降の子は全額減免としていたが、第2学期以降、減免枠を拡大し、第2子も全額減免することになりました。これは、少子化対策、子育て支援による家庭の経済的負担の軽減を目的として実施するものです。

▼対象者(次のすべてに該当)

- ①対象児童生徒と保護者が町内在住
- ②同一世帯で町立小中学校に在学する児童生徒を2人以上養育している。または、同一世帯で町立小中学校に在学

する児童生徒を1人以上養育し、特別支援学校(小・中学部に限る)に在学する児童・生徒を1人以上養育している

③給食費に未納がない

▼減免内容 町立小中学校に在学する児童・生徒の給食費のうち、その出生の早い子から順に数えて2番目以降の子について全額を免除

▼申請方法 減免申請書を在学小中学校へ提出

▼問合せ先 町立学校給食センター 88-0678

選挙

投票日は12月3日(日)
町の明るい未来を決める

町選挙管理委員会では、任期満了による町長選挙を次の日程で行います。

▼告示日 11月28日(金)

▼投票日 12月3日(日)

▼立候補予定者説明会 立候補予定者説明会は次の日程で行います。立候補予定者やその関係者は、必ず出席してください。

▼期日 11月2日(金)

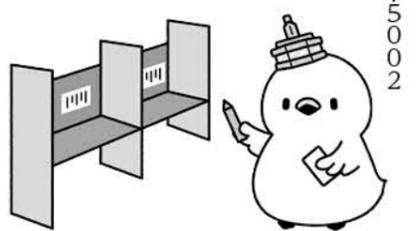
▼時間 午前9時30分～

▼会場 役場201会議室

▼内容 立候補届出手続の説明など

▼問合せ先 町選挙管理委員会(役場総務課内) 47-5002

町長選挙投票日は、**12月3日(日)**



子ども

希望者は学童保育所へ直接お問い合わせを
令和6年度の学童保育所入所児童募集

令和6年度の入所児童を募集します。入所を希望する人は、各施設へ直接申し込みをしてください。

▼申込方法(手順) ①施設に連絡する

②施設から利用料などの説明を受ける

③施設へ申請する

▼その他 定員に達した場合は、保育の必要性などによる選考あり

▼申込・問合せ先 各施設

町立児童館の利用希望者の受付は、令和6年2月から行います。広報おらら令和6年2月号で改めてお知らせします。

●学童保育所くらかけ広場	
所在地	篠塚1277-1
開所時間(平日)	午前10時～午後7時
学校区	長柄小
申込期間	10月16日(月)～12月25日(月)
電話番号	88-9741

●学童保育所いちばんぼし	
所在地	中野2226
開所時間(平日)	午前10時30分～午後7時
学校区	中野小、高島小、中野東小
申込期間	10月16日(月)～12月25日(月)
電話番号	080-2675-0053(代表)

邑楽町地方創生包括連携プラットフォームニュース

町と包括連携協定を締結している企業・団体が参加した事業の情報をお知らせします

ORCP NEWS vol.15

日本郵便株式会社
道路損傷状況確認



日本郵便株式会社では郵便配達の際に、町内の見守り活動や道路などの損傷、廃棄物の不法投棄などの確認もしています。その情報を町に提供してもらい、改善をしています。大泉郵便局郵便部の小堀謙さんは「邑楽町の郵便配達担当者は私を含め18人です。私は中野や鶉地区を担当しています。自分が発見した道路の損傷箇所が修復されているのを見つけたときに、地域の人たちの役に立つことができたとやりがいを感じます。今後も配達だけでなく、地域の安全に貢献していきます」と話していました。



支援

電気料金高騰への支援
農業水利施設支援補助金

町では、農業水利施設を管理運営している農業水利組合に対し、電気料金高騰の負担を緩和し施設運営の継続を支援することを目的として、施設に要した電気料金増額分の一部を補助します。

▼対象者 町内に農業水利施設を有し、共同で管理している農業水利組合 ※個人名義で施設を有している人、団体名義で施設を管理しているが構成員が2人未満の団体については対象外。

▼対象施設 町内に設置されている電力で可動する揚水機場ポンプ設備

▼対象経費 令和3年度と令和5年度の電気料金を比較した費用の差額

▼補助金額 対象経費の2分の1以内

▼申請方法 申請書類を郵送、または役場農業振興課窓口へ申請する

▼申請期限 11月30日(金)

▼その他 必要書類などの詳しい内容は役場農業振興課または町ホームページをご確認ください

▼問合せ先 役場農業振興課 47-5002



支援

町内事業者の事業継続を応援
邑楽町・商工会連携原油価格物価高騰対策支援

町では商工会と連携して、原油価格・物価高騰を踏まえた取り組みや売上増加につながる取り組みを行う事業者に補助金を交付します。

▼対象者 町内に事業所のある法人(中小企業基本法第2条第1項に規定する法人)、または個人事業主

▼対象経費 照明のLED化、施設の省エネ化のための屋根や外壁の改修、機器の更新やレイアウト変更などによる作業効率の向上に要する経費など

▼対象期間 4月1日～令和6年1月31日

▼補助金額 対象経費の8割以内、または50万円のいずれか少ない方の額

▼申請方法 申請に必要な書類を商工会に提出する

▼申請期限 令和6年2月29日(金)

▼その他 必要書類などの詳しい内容は商工会、役場商工振興課または町ホームページをご確認ください

▼問合せ先 商工会 88-0082、役場商工振興課 47-5026



広聴

パブリックコメント(意見募集)を行います
邑楽町犯罪被害者等支援条例

件に対して利害関係がある

▼提出方法 次のいずれかの方法で提出

①郵送 〒370-0069(住所記入不要)邑楽町役場住民保険課宛 ②FAX 88-3247 ③E-mail citizen@swan.town.oragunma.jp ④直接持参

▼受付期限 10月31日(金)

▼その他 提出された意見に対する町への回答は、町ホームページと役場住民保険課で公表します(提出された意見に対する個別の回答は行いません)

▼問合せ先 役場住民保険課 47-5017

▼件名 邑楽町犯罪被害者等支援条例

▼閲覧期間 10月1日(日)～10月31日(金)

▼閲覧場所 役場住民保険課、町ホームページ、町立図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館

▼時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※社会教育施設は開館時間のみ。

▼意見の受付

▼対象者(次のいずれかに該当する個人または団体) ①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本

広聴

パブリックコメント(意見募集)を行います
邑楽町公共施設等総合管理計画

件に対して利害関係がある

▼提出方法 次のいずれかの方法で提出

①郵送 〒370-0069(住所記入不要)邑楽町役場財政課宛 ②89-0136 ③Finance@swan.town.oragunma.jp ④直接持参

▼受付期限 11月21日(金)

▼その他 提出された意見に対する町への回答は、町ホームページと役場財政課で公表します(提出された意見に対する個別の回答は行いません)

▼問合せ先 役場財政課 47-5019

▼件名 邑楽町公共施設等総合管理計画

▼閲覧期間 10月24日(金)～11月21日(金)

▼閲覧場所 役場財政課、町ホームページ、町立図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館

▼時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※社会教育施設は開館時間のみ。

▼意見の受付

▼対象者(次のいずれかに該当する個人または団体) ①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本